

〒449-8444 岡崎市大平町4-1-1 電話 052(87)3111 052(87)8044



よしよし、そのまんま真っすぐ打って

# 長生会に栄冠

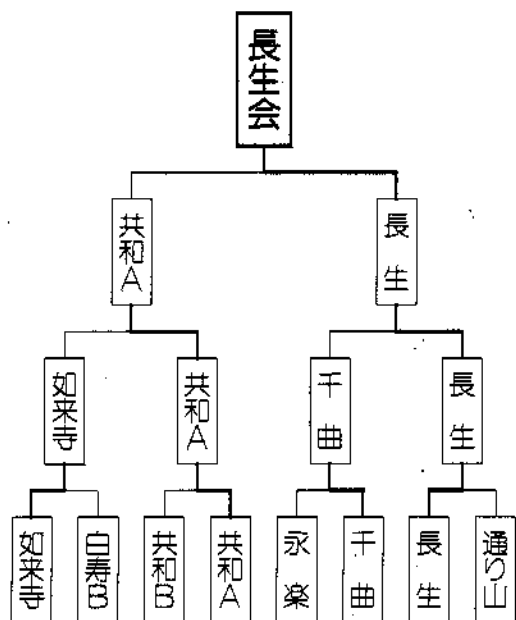
ゲートボールを通じて世代間の交流を深め、合わせて健康の増進を図ろうと今月九日、田沢小学校特設グラウンドで世交代ゲートボール大会が開かれました。

この大会には、チーム編成で青壮年（高校生以上六十歳未満）に女性一名、青少年（中学生以下）は二名以上が含まれていなければならないという決まりがあるため、勝敗の行方を決するのは、日頃ゲートボールとはなじみの薄いこれらの「新参組」の腕にかかっているように思えました。

試合が始まると、予想どおり「新参組」が第一ゲートで苦戦。老人クラブの面々がコート内で熱戦を展開するのをしり目に、第一ゲート通過に奮闘することしきりでした。

第一ゲートを見事クリアすると、今度は監督から「そっちじゃね、こっちへ打たんだて」とキツイ指示が飛び、選手はその意向どおりにスティックを振るもの、「打球の行方はボールに聞いてくれ」というのが新参組選手の本心。さすがの監督もいつもの試合とは勝手が違い、とまどう場面も見られました。和やかなうちに試合日程を終えました。

《試合結果》



**お知らせ**

**農作物異常気象  
対策本部からの  
お知らせ**

異常気象に伴う農作物被害を受けた農家の皆さんに、心からお見舞い申し上げます。

**村民税・国民保健  
保険の減免**

村では、今年の異常気象による農作物の被害に対し、村災害減免条例を適用します。

- ◎減免対象者
  - ①農作物の減収が、平年農作物収入の30%以上であること。
  - ②前年中の合計所得が、600万円以下であること。
  - ③農業所得以外の所得金額が240万円以下であること。

以上3つの基準に該当する方が対象になります。

◎減免の内容  
 次の表の区分によって、農業所得に係る村民税、国民健康保険税の所得割額が、被害を受けた日以後これから徴収する税額について減免されます。

◎減免申請手続  
 被害が大きいと思われる方

合計所得金額	軽減又は免除割合
180万円以下であるとき	100%
240万円以下であるとき	80%
330万円以下であるとき	60%
450万円以下であるとき	40%
450万円を超えるとき	20%

は、税務課住民税係に申請書を用意してありますので、11月19日(金)までに申請を行ってください。

また、被害状況により該当するかどうかの相談もお受けしますので、住民税係にご相談ください。

★被害が大きいと予想される集落……土倉、倉下、清田山、西方、角間、たかば、市之越、豊里、田代

◎お問い合わせ  
 税務課住民税係(内線131番)へ。

**国民年金保険料の免除**

今年の異常気象による農作物の被害に対し、国民年金保険料の免除を行います。

◎免除対象者

①農作物の減収が、平年農作物収入の30%以上であること。

②前年中の合計所得が、180万円以下であること。

◎免除の内容

申請のあった月から、平成6年3月までの保険料を免除します。但し、免除された期間の制度の資格は継続されませんが、年金を受ける時にその分が減額されます。

しかし、免除分の保険料を、免除された月の翌月から10年間の間に納入するか、年金受給申請(年金受給までに10年に満たない方)までに納入すれば年金の減額はありませぬ。

◎申請免除手続  
 住民課年金係(内線122番)にご相談ください。

**低利融資(経営資金)貸付け**

今年の異常気象によって農作物に被害を受けた農業者の負担軽減と農業再生産の確保を図るため、低利資金の貸付けを行います。希望される方はお申し込みください。

この資金は、県と村の利子補給により貸付けするものですが、使途に制限があります。

●資金名 新潟県農林水産業振興資金

●貸付対象者 平年に比べ農作物収入が10%以上減収となった農業者

●貸付利率 3・5%

●貸付限度額 250万円

●償還期限 5年以内(うち据置2年以内)

●資金の使途 経営資金(次期作の再生産に必要なもの及び今期の収入により支払いを予定していた経費)

●種苗、肥料、農薬、水利費、共済掛金等

●申込先 中里村農業協同組合

申込期限		貸付実行日
第1回	11月5日	11月25日・12月25日・1月25日・2月25日
第2回	1月31日	3月25日

●その他 今後、本資金の借受者のうち、天災融資法適用後(11月下旬予定)、天災資金の借受資格のある方は、天災資金に借り換えを行うものとします。

**来年度保育所入所を受け付け**



平成6年4月に、新たに保育所へ入所を希望する幼児の受け付けを行います。

●受付期間 11月16日(火)から30日(火)まで。

●入所資格 村内に住民登録があり、保育に欠ける幼児。

●提出書類 申請書と添付書類は役場住民課と各保育所にあります。

●入所選考 保育に欠ける程度の高い幼児から入所決定します。定員を超えて希望がある場合は、その保育所へ入所できないことがあります。

●申し込みは、住民課または各保育所へ。

### 参加者募集

#### ●中里ソフトボール大会

日時 11月14日(日)

午前8時より

場所 村民グラウンド

申込締切 11月9日(火)

#### ●中里ハレーボール大会

日時 11月14日(日)

午前8時30分より

場所 村民体育館

申込締切 11月9日(火)

#### ●中里ユニホツケー大会

日時 11月21日(日)

午前8時30分

場所 村民体育館

申込締切 11月16日(火)

### 11月9日は 1119番の日です

11月9日は1119番の日です。あなたが1119番に通報するときは、あわてないで次のことをお話しください。

①火事です。(救急車をお願いします。)

②場所(部落名)は○○○○です。

③目標物は○○○○です。

④名前(世帯主名)は○○○○です。

⑤○○○○が燃えています。

(病人・けが人がいます。)  
⑥電話番号は○○-○○○○です。

消防署からいろいろな指示や質問をすることがあります。が、救急車や消防車はすでに現場に向かっていますので落ち着いてお話しください。

また、赤やピンクの公衆電話からかけると、消防署にはかけた人の声は聞こえません。消防署から「いったん受話器を置いてください。こちらから逆信いたします。」と言いますのでいったん受話器を置き、ベルが鳴ったら受話器をとってお話しください。

また、消防署では1119番の日にちなみ、11月9日(火)、署員が背中に「1119番の日」「火の用心」の旗を掲げて防火駅伝を行います。管内全域を1班(十日町・川西方面)と2班(中里・津南方面)に分かれ、総距離数1119kmを走るもので、村内には午前10時から10時20分ころ、1117号線を芋沢から荒屋まで、また、午後1時から1時40分ころ、1117号線から353号線を新屋敷まで走って、十日町へ向かうことになっていきます。都合のつく方は沿道で

声援を送ってください。

### 秋の一日、芸術祭で お楽しみください

日時 11月2日(火)から3日(水)の2日間

午前9時から午後5時

(3日は午後4時まで)

場所 総合センター、保健センター和室

展示品 書道・写真・絵画・版画・短歌・俳句・手工芸品・生け花等

同時開催イベント

●「故郷の夢、わたしの夢」

イラスト展

小学校4年生から中学校3年生までの生徒が描いた「村の将来像」を展示します。

●昔の遊びに挑戦

日時 11月3日(水)

午前10時から午後2時

場所 保健センター

内容 親子で竹トンプナなどを作ります。

●焼き物に挑戦

日時 11月2日、3日

午前10時から午後2時

場所 総合センター北小会議室

内容 ろくろ、手びねりによる製作

●「アトリエ」のメンバー

日時 11月3日

午後1時30分～2時

場所 保健センター前駐車場

●チャリティー茶会

日時 11月3日

午前10時から午後3時

場所 総合センター南会議室

※お茶代として400円をこ負担ください。

魅せます聞かせます

### 芸術祭

日時 11月3日(水)

午前10時から午後2時

場所 Uモール多目的ホール

村内の芸術団体が総出演します。芸術祭とあわせて、楽しい一日をお過ごしください。

### 防火の輪 つなげて広げて なくす火事

10月26日(火)から11月1日(金)まで、秋の火災予防運動が行われます。

お年寄りの火災における死者の発生割合は、若い人比べて非常に高くなっています。

○住宅用スプリンクラー、簡易自動消火装置を設置する

○カーテン・じゅうたん・寝衣・布団・シーツ等は防火

製品を使う

などを心掛け、家族、町内会等が一体となって、普段から避難、救出等の訓練を行いましょう。

#### 住宅防火診断を実施

消防署では、住宅火災による死者の発生危険性が高い、寝たきり又はひとり暮らしのお年寄りの家庭を対象に、防火診断を実施しますのでご協力をお願いします。

#### 「X」の盗難にご注意！

異常気象に伴うXの減収で、全国各地でXの盗難事件が発生しています。

Xを保管している倉庫には必ずカギをかけ、外から入りできないようにしてください。また、不審な車を見かけたら駐在所に連絡してください。

#### 停電のお知らせ

11月8日(月) 午前9時30分から午前11時30分

地域 東田沢の一部

11月9日(火) 午後1時から午後3時30分


地域 倉俣の一部と芋川の全部


10月25日～11月10日  
暮らしのカレンダー


25(月)	大腸がん検診(通り山、桔梗原、芋川新田) 保健センター Ⓣ9:00～10:30
26(火)	
27(水)	
28(木)	大腸がん検診(未受診者) 保健センター Ⓣ9:00～10:30
29(金)	心配ごと相談(山本ケン) 老人福祉センター Ⓣ13:30～16:00 村長選挙立候補予定者説明会 役場議場 Ⓣ13:30～
30(土)	
31(日)	
1(月)	献血 保健センター Ⓣ10:00～12:00、13:00～15:00
2(火)	芸術祭 総合センター・保健センター
3(水)	文化の日 芸術祭 総合センター・保健センター 芸能祭 Uモール Ⓣ10:00～14:00
4(木)	三種混合接種(未接種者) 総合センター Ⓣ14:10～15:00
5(金)	心配ごと相談(藤田義一) 老人福祉センター Ⓣ13:30～16:00
6(土)	男のクッキングタイム 総合センター Ⓣ19:30～21:30
7(日)	少年野球大会 村民グラウンド外 Ⓣ9:00～
8(月)	
9(火)	
10(水)	

↑ところ ●とき

休日救急医

 池田病院 ☎52-2581 (十日町市)

 庭野医院 ☎52-2711 (十日町市)

 上村病院 ☎63-2111 (中里村)

社会保険移動相談所を開設

六日町社会保険事務所では、地域の皆さんから年金や健康保険について、より理解を深めていただくために、社会保険移動相談所を開設します。

年金や健康保険等の相談及び年金の請求手続きなど、社会保険の相談に応じますので、お気軽にご利用ください。相談は無料です。

日時 11月8日(月)  
午前10時から午後3時  
場所 Uモール世代交流室

郵便による不在者投票が  
できます

選挙人で身体に重度の障害がある次の方は、郵便による不在者投票ができます。

●身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者手帳に記載の障害が

両下肢、体幹 } 1級もしくは2級  
移動機能

心臓、じん臓、呼吸器 } 1級もしくは  
直腸、ぼうこう、小腸 } 3級

これらに該当し、郵便による不在者投票を行う場合は、郵便投票証明書の交付を受けなければなりません。証明書の有効期限は4年間です。切れている場合は、再度証明書の申請が必要ですので、早目に手続きしてください。詳しくは中里村選挙管理委員会へ。

今月の納税と振替日

- 村県民税 (11月1日)
- 国民年金保険料 (10月25日)
- 国民健康保険税 (11月1日)
- 保育料 (11月1日)